観光庁が外国人患者を受け入れる医療機関リストについて 多言語化を行いウェブサイトで公開



観光庁は、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報をまとめたリスト」(以下、「医療機関リスト」という。) について多言語化を行い、日本政府観光局(以下、「JNTO」という。) のウェブサイトで公開しています。

訪日外国人旅行者が増加する中、政府は、平成30年6月に開催された「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」において、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」を取りまとめました。それに則って、訪日外国人旅行者が日本全国どこでもスムーズに医療機関にアクセスできるよう、厚生労働省と観光庁が連携して一元化した医療機関リストを更新・公表しており、令和3年6月には、その最新版が公表されています。

医療機関リストに掲載されている医療機関は、外国語での診療が可能など外国人患者への診療に協力する意志がある医療機関のうち、都道府県により適格性があると判断された医療機関であり、不適格と判断された医療機関は掲載されていません。このうち、都道府県が地域の医療体制を考慮して選出した「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」は、入院を要する救急患者に対応可能な医療機関(都道府県で1つ以上)、診療所・歯科診療所も含む医療機関(二次医療圏に1つ以上)の2つのカテゴリーを設けて掲載されています。

観光庁は、この医療機関リストを多言語化し、英語、中国語(簡体字/繁体字)、韓国語に対応したJNTOのウェブサイトで公開しています。

ウェブサイトのトップページでは、「医療機関検索」「医療機関のかかり方」「主な症状と診療科目」「海外旅行保険に入っていますか?」などのバナーから、それぞれの情報を検索することができます。

医療機関検索では、地域、言語、診療科目などの7項目を選択すると、該当する病院の住所、電話番号、ウェブサイトのURL、診療科や対応できる言語などが表示されます。対応できる言語には、英語、中国語、韓国語、ロシア語、インドネシア語、マレー語、スペイン語、ポルトガル語、モンゴル語、フランス語、ペルシャ語、チベット語、タガログ語、ネパール語、ベトナム語、タイ語、ポーランド語、ルーマニア語、シンハラ語、ヒンディー語、イタリア語、クメール語、ラオス語、アラビア語のうち、医療機関が対応可能なものの一覧が表示されます。

令和3年6月末時点で、1,944件の医療機関が医療機関リストに登録されており、JNTOアプリでは、位置情報をもとに現在地から最も近い外国人を受け入れる医療機関を検索することが可能になっています。

観光庁の担当者は、「これまで訪日外国人旅行者から、『どのように医療機関の情報を得れば良いか分からなかった』『必要な情報は得られたが分かりづらかった』といった声が多く寄せられていたが、JNTOのウェブサイト・アプリを通じた情報提供の仕組みを構築したことで、訪日外国人旅行者はもちろん、宿泊事業者・旅行事業者にも活用していただけるようになりました。」と話しています。

また、今後については、「訪日外国人旅行者が日本全国どこでもスムーズに医療機関にアクセスできるよう、関連自治体へ働きかけながら、外国人患者を受け入れる医療機関に関する情報をさらに充実させたい。」と話し

ています。

【英語サイト】URL:http://www.jnto.go.jp/emergency/eng/mi_guide.html 【中国語(簡)サイト】URL:http://www.jnto.go.jp/emergency/chs/mi_guide.html 【中国語(繁)サイト】URL:http://www.jnto.go.jp/emergency/chc/mi_guide.html 【韓国語サイト】URL:http://www.jnto.go.jp/emergency/kor/mi_guide.html 【日本語サイト】URL:http://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

問い合わせ先

観光庁外客安全対策室

電話:03-5253-8111(内線27911)